

計画作成年度	令和5年度
計画主体	和泊町

和泊町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 経済課
所在地 鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地
電話番号 0997-84-3518
FAX番号 0997-92-2935
メールアドレス keizai@town.wadomari.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, カラス, キジ, ノヤギ
計画期間	令和6年度 ~ 令和8年度
対象地域	和泊町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ		0.0ha 0千円
カラス	野菜(さといも)	0.01ha 12千円
	いも類(バレイショ)	0.02ha 26千円
	飼料作物(とうもろこし)	0.02ha 18千円
	計	0.05ha 56千円
キジ	いも類(バレイショ)	0.01ha 16千円
	飼料作物(とうもろこし)	0.01ha 12千円
	計	0.02ha 28千円
ノヤギ		0.0ha 0千円
合計		0.08ha 84千円

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、生息数が減少傾向にあることから、農作物被害も減少傾向にある。しかし、隣接する知名町の大山周辺の集落では、依然としてさとうきび等に被害がみられる。 ・カラスは、町内全域で農作物全般に対する食害、掘り起し被害が見られる。また、牛舎において牛への危害、畜産飼料の食害、ゴミの散乱被害もみられる。 ・キジは、町内全域で農作物全般に対する食害がみられる。 ・ノヤギは、内喜名漁港近辺において、頭数が増加しており、漁港への糞害や周辺ほ場での作物の食害がみられる。 ・全体を通して軽微な被害が多く、農家からの報告・通報が少ないため、被害全体の把握が困難である一方、猟友会や出荷団体からの聞き取りによると多数の被害がある。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	被害面積 0.0ha 被害金額 0千円	被害面積 0.00ha 被害金額 0千円
カラス	被害面積 0.05ha 被害金額 56千円	被害面積 0.04ha 被害金額 39千円
キジ	被害面積 0.02ha 被害金額 28千円	被害面積 0.01ha 被害金額 20千円
ノヤギ	被害面積 0.0ha 被害金額 0千円	被害面積 0.0ha 被害金額 0千円
合計	被害面積 0.08ha 被害金額 84千円	被害面積 0.05ha 被害金額 59千円

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣の捕獲は和泊町猟友会と連携して実施している。</p> <p>平成28年度には沖永良部島鳥獣被害防止対策広域連絡協議会を設立。平成29年度以降、国庫事業を活用しカラス用移動式捕獲箱及びセンサーカメラを導入し、駆除を実施した。</p> <p>R2：カラス捕獲器1基 センサーカメラ5台</p> <p>R3：カラス捕獲器1基 センサーカメラ1台</p> <p>R4：カラス捕獲器1基 センサーカメラ3台 (令和5年度時点：12基)</p> <p>また、担い手対策として、狩猟免許取得に係る旅費助成等を町単独で実施している。</p>	<p>猟友会員の高齢化が進んでいることに併せ、離島であるために免許の取得が容易でないことから、捕獲従事者の確保、育成が課題である。</p>

	町単独で捕獲報奨金（カラス1,500円/羽, キジ500円/羽, ノヤギ3,000円/頭）を設定し, 捕獲を実施している。カラス, キジについては, 農家個々でテグスや防鳥ネット, カラスの死骸の吊下げ等による防除対策を行っている。	
防護柵の設置等に関する取組	農家が個々で侵入防止柵等により被害防止を行っている。	農家個々での侵入防止柵設置には限界があるため, 今後, 被害が拡大するようであれば, 集落単位で大規模な設置が必要になる。
生息環境管理その他の取組	山林及び原野等のねぐら周辺において重点的に追い払い, 駆除を行っている。	捕獲等従事者の数が少なく, 包括かつ継続的に実施するには限界がある。

(5) 今後の取組方針

<p>①集落住民等に対する被害対策の普及啓発</p> <p>②捕獲従事者の確保・育成</p> <p>③効率的な捕獲の推進</p> <p>④発生予察情報の啓発</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>和泊町猟友会と連携し, イノシシ, キジは銃器, カラス, ノヤギは銃器及びわなにより, 効果的な有害鳥獣捕獲を実施する(和泊町猟友会員数5人)。また, 効率的な捕獲を目的に広域一斉捕獲への取組を実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カラス キジ ノヤギ	<ul style="list-style-type: none"> ・県の鳥獣対策事業への取り組みにより, 農林業者等の狩猟免許取得を推進する。 ・捕獲報奨金の取組を継続することにより, 捕獲活動を支援する。 (カラス1,500円/羽, キジ500円/羽, ノヤギ3,000円/頭) ・集落に対して野菜や果樹の残さを残さない等の被害対策を啓発する。 ・被害多発生地区での広域一斉捕獲を実施する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・移動式カラス捕獲器を年次導入し、農家においても捕獲に取り組む。
令和7年度	イノシシ カラス キジ ノヤギ	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農林業者等の狩猟免許取得を推進し、取得者への効率的な捕獲方法等の研修を行う。 ・町捕獲報奨金の取組を継続することにより、捕獲活動を支援する。 (カラス1,500円/羽, キジ500円/羽, ノヤギ3,000円/頭) ・集落の鳥獣被害対策の実施状況を確認する。 ・捕獲状況から鳥獣生息地を推測する。
令和8年度	イノシシ カラス キジ ノヤギ	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農林業者等の狩猟免許取得を推進し、取得者への効率的な捕獲方法等の研修を行う。 ・狩猟者へ捕獲情報を提供する。 ・町捕獲報奨金の取組を継続することにより、捕獲活動を支援する。 (カラス1,500円/羽, キジ500円/羽, ノヤギ3,000円/頭) ・引き続き、集落の鳥獣被害対策の実施状況を確認・指導する。 ・これまでの捕獲状況から捕獲場所を検討し、捕獲を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ イノシシの被害は減少しており、過去5年以上捕獲実績は無い。しかし、隣接する知名町では、大山周辺において、捕獲及び目撃例がある為、隣接集落では、侵入警戒を継続する必要がある。 侵入が確認された場合は、銃器により捕獲を実施することとし、引き続き、年間10頭を捕獲計画とする。</p> <p>② カラス カラスの被害は、近年増加しており、被害区域が拡大していることから、生息数も増加していると推測される。 捕獲実績は令和2年度213羽、令和3年度363羽、令和4年度234羽と平均して年間約270羽捕獲されている。被害減少を目的に引き続き、年間400羽を捕獲計画とし、町内全域を対象に、銃器及び捕獲箱により捕獲を実施する。</p> <p>③ キジ キジの被害は近年増加傾向にある。捕獲実績は、令和2年度8羽、令和3</p>

年度4羽、令和4年度13羽となっている。

しかし、被害状況から生息数は増加していると推測されることから、年間50羽を捕獲計画とし、被害減少を図る。

④ ノヤギ

近年、一部地域において、ノヤギ頭数が増加しており、漁港への糞害や周辺ほ場での作物の食害がみられる。今後も被害が増加すると推測されることから、引き続き、年間30頭を捕獲計画とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	10	10	10
カラス	400	400	400
キジ	50	50	50
ノヤギ	30	30	30

捕獲等の取組内容
<p>猟友会と連携し、銃器、捕獲箱を主体とした予察捕獲を実施する。イノシシは大山周辺集落、カラス、キジは町内全域、ノヤギは内喜名漁港周辺で実施する。カラスについては、捕獲が容易になる7月頃から集中して行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>隣接する知名町の大山周辺においては、イノシシの目撃情報があり今後も本町への侵入警戒を行うため、年間を通したライフル銃による捕獲及び追い払いが必要となる。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	必要に応じ、侵入防止柵の設置を検討する(町単)。	必要に応じ、侵入防止柵の設置を検討する(町単)。	必要に応じ、侵入防止柵の設置を検討する(町単)。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	侵入防止柵の整備なし	侵入防止柵の整備なし	侵入防止柵の整備なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ	侵入防止柵は定期的な見回りにより破損箇所等を補修して、効果的な捕獲を行う。
	ノヤギ	家畜ヤギの繋ぎ飼いを徹底し、錯誤捕獲及び野生化の防止を図る。
令和7年度	イノシシ	侵入防止柵は定期的な見回りにより破損箇所等を補修して、効果的な捕獲を行う。
	ノヤギ	家畜ヤギの繋ぎ飼いを徹底し、錯誤捕獲及び野生化の防止を図る。
令和8年度	イノシシ	侵入防止柵は定期的な見回りにより破損箇所等を補修して、効果的な捕獲を行う。
	ノヤギ	家畜ヤギの繋ぎ飼いを徹底し、錯誤捕獲及び野生化の防止を図る。

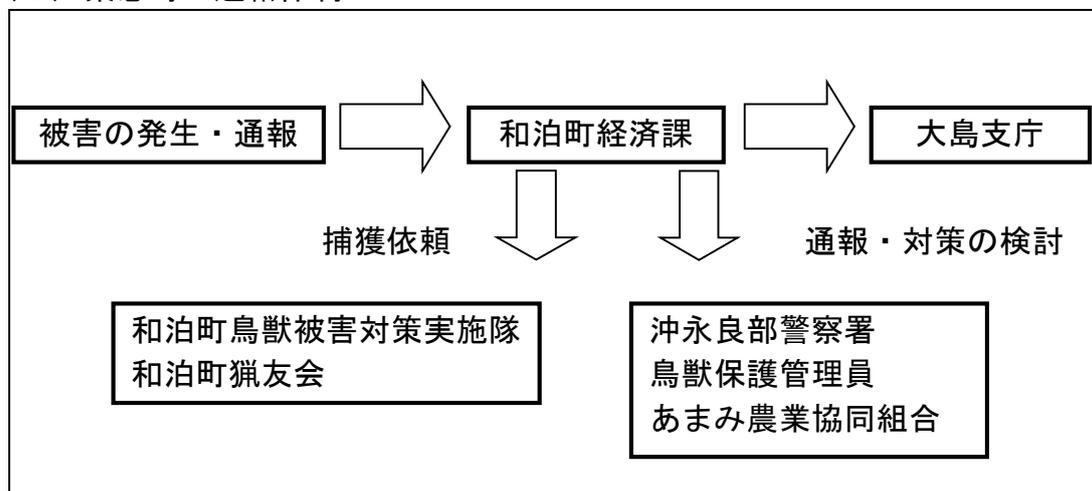
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
和泊町経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施 ・ 関係機関の連絡調整 ・ 町民に対する啓発活動
鹿児島県大島支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
沖永良部警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器使用捕獲時の指導及び助言 ・ 町民からの被害発生状況及び鳥獣の出没情報の町への情報提供 ・ その他捕獲に関する安全管理
和泊町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況や出没情報等の情報提供 ・ 捕獲活動の実施、各集落への指導
和泊町猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 被害発生や出没情報等の情報提供

あまみ農業協同組合	・被害状況の把握，被害対策の指導
鳥獣保護管理員	・鳥獣の保護に関する情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシとキジ，ノヤギについては，捕獲後速やかに埋設処分及び自家消費とする。カラスについては，捕獲後速やかに埋設処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	和泊町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
和泊町経済課	協議会の事務局を担当する。また、被害状況の情報収集、情報提供及び被害対策に関する技術指導を行う。
区長会	被害状況の情報収集、情報提供を行う。
和泊町猟友会	被害状況の情報収集、情報提供、有害鳥獣の捕獲を行う。
あまみ農業協同組合	被害状況の把握、被害対策の指導を行う。
鹿児島県大島支庁	被害状況の情報収集、情報提供及び被害対策に関する技術指導を行う。
沖永良部警察署	捕獲に関する安全指導を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関する情報提供を行う。
徳之島保健所	捕獲した鳥獣の処理について安全指導を行う。
鹿児島中央家畜保健衛生所 徳之島支所和泊町駐在	ノヤギの処理について安全指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大島支庁農林水産部	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供及び技術指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成 25 年 3 月 19 日（民間隊員設置：平成 30 年 3 月 9 日） 構成：町職員 5 人（うち狩猟免許保持者 1 人），民間隊員 5 人（猟友会） 活動内容：農林水産業被害防止を目的として被害発生状況の調査、被害防止対策の普及啓発及び指導を行い、町内鳥獣被害の軽減を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

和泊町鳥獣被害防止対策協議会が中心となって被害対策に関する普及啓発を実施するとともに、農家による管理体制を整備するなどし、集落住民が主体となった野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を促進する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害に関する情報を関係者全体で共有し、効率的で効果的な対策を講じ、研修会等を通じて広く普及啓発を図る。

被害防止計画作成経過	
計画作成年度	公表年月日
平成 23 年度（1 期）	平成 24 年 4 月 20 日
平成 26 年度（2 期）	平成 27 年 4 月 20 日
平成 29 年度（3 期）	平成 30 年 3 月 20 日
令和 2 年度（4 期）	令和 3 年 4 月 20 日
令和 5 年度（5 期）	令和 6 年 4 月 4 日